回覧

東北町新婚世帯定住促進支援事業のお知らせ

東北町では若者の定住を促進するために、町内の民間賃貸住宅に入居する新婚夫婦世帯に対して家賃の一部を補助します。

☆対象となる方

・婚姻により新居をかまえる方（公務員及び団体職員等は除く）
・夫婦のいずれも年齢が４０歳以下の方
・町内に２年以上継続して定住する意思のある方
・婚姻届を提出して１年以内の方

☆対象となる住宅

・町内の民間賃貸住宅
（公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等事業主から貸与を受けた住宅等、
親族が所有又は居住している住宅は除く）

☆補助金額

・家賃月額に対し２万円　（家賃月額２万円未満の場合は、実費とする。）

☆補助期間

・開始した月から２４ケ月
（毎年度更新が必要）

☆定員

・予算の範囲内

☆申請時期

・民間賃貸住宅に入居後

☆その他

・町内会に加入すること。
・町税等を滞納していないこと。
・生活保護法など公的制度の補助を受けていないこと。

※詳しい内容につきましては、建設課までお問合せ下さい。

【お問合せ先】　東北町役場建設課・建設課分室　TEL0176-56-3111（内線651・250）